

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります

○ インボイス制度のポイント

- ・ 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- ・ 事業者は、売上に係る消費税額から、仕入に係る消費税額を差し引いた額を納税します。（「仕入税額控除」といいます。）
- ・ 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ・ このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）



$$\text{消費税額} = \text{売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入に係る消費税額 (仕入税額)}$$

インボイスに基づいて
仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

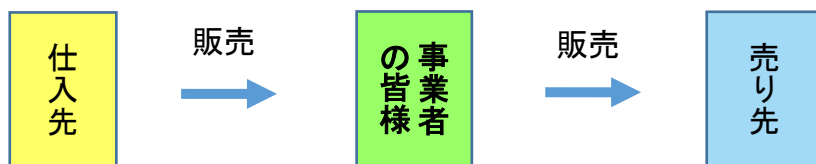
請求書			
●●(株)御中		〇〇会社	
〇年〇月分	請求金額	43,600円	
〇月〇日	割ばし	550円	
〇月〇日	牛肉 ※	5,400円	
合計		43,600円	
※は軽減税率対象			
		(10%対象	22,000円)
		(8%対象	21,600円)

【インボイス】

請求書			
●●(株)御中		〇〇会社 (T1234****)	
		登録番号	
〇年〇月分	請求金額	43,600円	
〇月〇日	割ばし	550円	
〇月〇日	牛肉 ※	5,400円	
合計		43,600円	
		10%対象	22,000円 内税 2,000円
		8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象			
		消費税額等	

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

○インボイス制度が開始されるに当たり、農林水産業関係事業者の皆様は次のような対応や検討が必要になります。



課税事業者

(売上高が1千万円を超える事業者。消費税の納税義務があります。)

〈売り先との関係〉

- インボイス（適格請求書）を発行する事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。
- 売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。

〈仕入先との関係〉

- 仕入税額控除をするためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響を踏まえて、**仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいてください。**

※ 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

免税事業者

(売上高が1千万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。)

〈売り先との関係〉

- インボイスを発行できません。
- 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、卸売市場や農協、漁協、森林組合、事業協同組合等（※）への委託販売を行う場合は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。

（※）農協などの場合は、無条件委託かつ共同計算方式に限ります。

- 売り先が課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため、**売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいてください。**なお、今後の経営発展を考えて、課税事業者や簡易課税事業者へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

【農林水産省の相談窓口】

インボイス制度に関する専用ダイヤル：03-6744-7140
(地方農政局等の相談窓口は、コチラのURLをご参照ください)

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/soudan.html>

必要に応じて、財務省(消費税制度に関すること)、国税庁(消費税制度の運用に関すること)、中小企業庁(IT導入補助金及び持続化補助金並びに下請法に関すること)、公正取引委員会(独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に関すること)その他の関係省庁に対して情報提供するとともに連携して対応します。

